

資料編

1	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P57
---	---------------------------------

資料編

1 用語解説

■あ行

□あったか電話相談

小中学生を対象としていたころの悩み電話相談ダイヤルを一新したもので、対象を一般住民にも拡大している。

□H I V（エイチアイブイ）／エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス Human ImmunodeficiencyVirus）感染者は、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群 A I D S：Acquired Immunodeficiency Syndrome）の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態の人のことです。

エイズは、H I Vに感染し生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。

□育児・介護休業制度

育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度です。

□S N S（エヌエヌエス）（Social Networking Service）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

□N P O（エヌピーオー）（Non-Profit Organization）

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体です。一般的には、社会的使命を持って自発的・継続的に社会的な責任を持って活動を行う組織のことです。

■か行

□共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会のことをいいます。

□協働

市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。

□ケースワーカー

福祉の専門家として病人や身体障害を抱えている家族、一人暮らしの高齢者など様々な理由により地域で福祉サービスを必要としている人に社会福祉の立場から相談や助言を行い支援する人を指します。



□ 更生保護女性会

更生保護に協力するボランティア団体です。

□ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

□ 合理的配慮

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

■ さ行

□ ジェンダー (Gender)

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文化的に形成された男女の違いのこと。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。

□ 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

□ 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

□ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられることになりました。

□ 人権委員会

国連経済社会理事会の下に置かれた機能委員会で、1946年に発足し、子供の人権、女性の人権、被拘禁者の人権、先住民の人権などをテーマに審議を行いましたが、人権理事会が設立され、人権委員会は2006年6月廃止されました。

□ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律です。

□ 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、日常生活に埋もれている人権問題を救い上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済、啓発活動をしています。

□スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

□ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対しつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、特定の者又はその配偶者など社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

□生活困窮者自立支援法

平成27（2015）年4月に施行。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした法律。これに基づき、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、生活相談を受けている世帯の中学生等を対象に進学のための学習や学校授業の補修、進路相談を行う「学習支援事業」を実施しています。

□性自認（Gender Identity）

「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか又はないかということについての内面的・個人的な認識をいいます。この認識は、生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。

□性的指向（Sexual Orientation）

どの性別を好きになるか、人の恋愛・性愛がどういう対象に向うのかを示す概念のことです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

□性同一性障害（がい）（Gender Identity Disorder）

性自認（心の性）が戸籍や法律上の性と一致しない人や、どちらかの性別にも違和を感じる人を幅広い表現として「トランスジェンダー」という言葉がありますが、トランスジェンダーのうち性別違和が強く、自身の身体を自認する性に近づけたい場合などに、医学的な基準により診断を受けた人をいいます。

□成年後見制度

自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難であるなど、判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護し支援する制度です。

□世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）

昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。

法的な拘束力を持つものではありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えています。



□セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことをいいます。性的な言動により他の者を不快にさせ、当該不快を受けた者の就業環境その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によって、当該性的な言動を受けた者に不利益を与えることをいいます。

□SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向／性自認の総称のことをいいますが、異性愛の人も含めて、すべての人が持っている属性です。

■た行

□多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

□男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

□男女共同参画社会基本法

男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益（暮らしやすさ）を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会の形成を目指して制定された法律です。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する（その場にいる）だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

□男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」とい、募集・採用から定年・退職にわたる雇用管理全般において男女を均等に扱うことや、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止、妊娠及び出産後の女子労働者の健康確保などについて規定しています。

□DV（デイブイ）：(Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者、又はあった者からの暴力のこと。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、暴言、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。また、デートDVとは交際中のカップル間に起こるDVのことです。

□栃木市人権施策推進審議会

栃木市における人権尊重の社会づくりに関し、人権施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、市長の諮問に応じて、人権施策の推進に関する事項を調査審議する機関。

□栃木市人権施策推進本部

栃木市における人権行政の総合的かつ計画的な推進を目的に、庁内に設置された検討機関。

□栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会

栃木市、小山市、下野市、真岡市、芳賀郡、下都賀郡に所在する人権啓発活動にかかる法務局、人権擁護委員、行政が、連携・協力し、同管内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に組織された団体。

■な行**□認知症**

大人になる過程で身に付けてきた記憶、判断、言語などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていくものです。

□ネグレクト

虐待の種類。養育者による衣食住の世話の放棄。家に閉じこめる、病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、などがあります。

□ノーマライゼーション

障がい者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること、さらに障がいのある人もない人も共に生きる社会が本来の社会であり、そのような社会づくりを目指している、という考え方のことです。

■は行**□配偶者暴力相談支援センター**

DVに関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援などを行う機関です。

□パブリックコメント

市が基本的な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を公表して市民からの意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続をいいます。

□バリアフリー

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

□パワーハラスメント

役職などが上層の者が下層の者に対して、その地位を利用して嫌がらせをすることと考えられていますが、専門力を利用すれば、部下から上司へ、あるいは同僚から同僚へ、年上の後輩から年下の先輩へ、年上の同僚から年下の同僚へも起こりうる場合があります。セクシュアル・ハラスメントと違い、パワーハラスメントは性別にかかわらず起こります。



□ハンセン病

明治6年、ノルウエーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではありません。感染力が極めて弱い病気で、菌に対する抵抗力が弱いときや、たくさんの菌に繰り返し接触しなければ、うつることはありません。患者の末梢神経や皮膚をおかす病気ですが、発病しても自然に治ることもあり、昭和18年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。

□ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とそのお手伝いのできる人（提供会員）が登録し、地域での子育てを相互援助する手助けを行う事業です。

□保護司

犯罪や非行によって保護観察を受けた者に指導助言を行い、更生を手助けする非常勤の国家公務員です。

□補助犬

障がいのある方の手助けをする盲導犬・介助犬・聴導犬の総称です。

□ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などを行うことをいいます。

□ホームレス

失業などのさまざまな理由により、住む家を失い、公園、河川、路上、駅の構内などに寝泊まりせざるをえない人のことをいいます。

■ま行

□マイサポートチーム事業

登録制により、子育て支援コーディネーターが定期的子育て状況の確認や支援ニーズの確認を行い、児童が18歳になるまで家族をサポートする事業。

□マイノリティ

多数（マジョリティ）に対し、少数、少数派のことをいいます。

□民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている人をいいます。

■や行

□要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関です。

